

豊中市小売商業団体連合会会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の協力のもと、消費者利益の増進に寄与する共同事業をはじめ会員自らが行う消費者向け事業等に対し、各種情報の収集・提供などを通じ、その事業効果を高めるための支援を行い、会員の経済的基盤の強化並びに体質の改善を図るとともに、市内の消費者団体などの各種団体・個店とも協力し、環境・健康に配慮した良質な商品・サービスの提供を行うことにより、市民の豊かな暮らしの創造に貢献することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は「豊中市小売商業団体連合会」（略称とよなか商団連）と称す。

(会員)

第3条 本会の会員は、豊中市内で商業活動を営む小売・商店会（以下「商業施設」という。）及び同業種の事業組合（以下「業種別組合」という。）で、本会の目的に賛同し、加入したものとする。また、商業施設及び業種別組合に所属しない商業を営むものであって本会の目的及び事業活動に賛同し、入会を希望するものは役員会で認められた場合会員（以下「特別会員」という。）となることができる。

(会員の責務)

第4条 会員は、次の事業の遂行に努めなければならない。

- (1) 総会及び役員会で決定した事項。
- (2) 本会がその目的達成の為に実施する各事業に参加し、協力する。
- (3) 常に本会の高揚と発展に努める。

(代表委員)

第5条

1. 商業施設・業種別組合は、各内部で協議して、豊中市小売商業団体連合会規定第1条の規定に基づき、代表委員を選出するものとする。
また、特別会員は代表委員となるものとする。
2. 代表委員は本会の運営を掌理し、その責任を連携して負うものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長4名、会計2名、会計監査2名、顧問若干名、参与若干名、総務部長1名、広報部長1名、事業部長1名、事務局長1名
- (2) 役員は代表委員の中から、総会において選出する。ただし、顧問及び参与は役員会の議決を経て会長が任命する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して業務を執行し統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、予め会長が定めた順位に従って、その職務を代理する。
3. 会計は、本会の会計事務を処理する。
4. 会計監査は、本会の業務及び会計を監査する。
5. 顧問は、本会の目的達成に必要な重要事項について、会長の諮問に応じる。
6. 参与は、本会の事業遂行に関する重要事項に参加する。
7. 事務局長は、本会の事務を処理する。

8. 総務部長は本会の総務業務を執行し統括する。
9. 広報部長は本会の広報活動を執行し統括する。
10. 事業部長は本会の事業推進活動を執行し統括する。

(役員任期)

- 第 8 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

- 第 9 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。
- (1) 会員が必要とする各種情報（イベント開催、商品情報、勉強会等）を提供する。
 - (2) 消費者利益の増進及び地域振興に寄与する共同事業を実施する。
 - (3) 豊中市が実施する「豊中まつり」や「市民レンゲまつり」等の事業に対し、積極的に支援・協力を行う。
 - (4) 本会の目的を達成するために、必要な事業等の調査・研究に努める。
 - (5) 本会の目的を達成するために、消費者団体等と連携し共同事業を実施する。
 - (6) 会員が、独自に実施する消費者サービス事業に対し、積極的に実施する。
 - (7) その他、総会及び役員会等で議決された事業等を実施する。

(総会)

- 第 10 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎事業年度終了 60 日以内に、また、臨時総会は必要あるとき役員会の議決を経て、会長が召集する。
 3. 会長は、3 分の 1 以上の委員から請求があったとき、総会を招集しなければならない。

(総会の設立等)

- 第 11 条 総会は、役員・代表委員をもって構成し、その構成員の半数以上の出席（委任状を含む。）をもって成立する。
2. 総会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があるときは、副会長が代行する。

(総会の議決)

- 第 12 条 総会の議決は、出席者（委任状を含む。）の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

- 第 13 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
- (1) 会則の新設・改廃
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任及び解任
 - (5) その他、特に重要な事項

(役員会)

- 第 14 条 役員会は、会長が必要と認めるとき、または 3 人以上の役員からの請求があったときに会長が召集する。

(役員会の成立等)

第 15 条 役員会は、6 名以上の役員が出席して成立する。なお、役員会の議長は会長が務める。

(役員会の議決)

第 16 条 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議決事項)

第 17 条 次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提出する議案。
- (2) 本会の運営上重要な事項

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。
ただし、平成 22 年度においては、この限りではない。

(経費等)

第 19 条 本会の経費は会費、協賛金、事業収入、補助金等をもってあてる。

2. 会員は次の会費を納入しなければならない。

- (1) 商業施設及び業種別組合は 1,000 円/月
- (2) 特別会員は 500 円/月

(会員の加入及び脱退)

第 20 条 本会の新規加入及び脱退は役員会の承認を経なければならない。

(事務局)

第 21 条 本会の事務局は、会長が指定する場所に置く。

(その他)

第 22 条 本会則に定めのない事項については、その都度役員会において定める。

附則

1. この会則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する